

社会福祉法人共立福祉会 役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人共立福祉会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な時候を定める事を目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、顧問・評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。

- (1) 常勤の理事 報酬を支給し、賞与、退職慰労金は支給しないものとする。
- (2) 非常勤の役員 無報酬
- (3) 顧問 無報酬
- (4) 評議員 無報酬

(報酬等の額の算定方法)

第4条 常勤の理事に対する報酬の額は、別表第1に定める額とする。

(報酬の支給方法)

第5条 常勤理事に対する報酬は、職員の給与規程に準じて支給する。

また、報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

- 第 6 条 役員等が会議に出席する場合は、別表第 2 に定める額を支給する。
- 2 役員等が出張する場合は、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。
 - 3 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。
 - 4 支給の方法は、出席等の都度、現金支給する。

(報酬等の日割り計算)

- 第 7 条 新に常勤の理事に就任した者には、その日から報酬を支給する。
- 2 常勤の理事が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
 - 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
 - 4 第 2 項の規程にかかわらず、常勤の理事が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

- 第 8 条 この規程により、計算金額に 1 円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。
- (1) 50 銭未満の端数については、これを切り捨てる。
 - (2) 50 銭以上 1 円未満の端数については、これを 1 円に切り上げる。

(公表)

- 第 9 条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項 2 号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

- 第 10 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

- 第 11 条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則 この規程は、平成 29 年 11 月 24 日より施行する。

この規程は、平成 31 年 3 月 25 日より施行する。

この規程は、令和 3 年 11 月 25 日より施行する。

別表第1（常勤の理事の報酬）

役職名	報酬の額
理事長	月額 160,000 円
理事	月額 155,000 円

※ 常勤理事の報酬の額は、職員「基本給与表」の一番低い額を基準とし、毎年3月理事会において翌年度分を決定する。

別表第2（役員等の費用）

第6条第1項の額

	費用の額
理事会	1回につき
評議員会	2,000円
監査会 等	

※ タクシーダ（岡谷駅～共立福祉会本部） 片道1,000円

※ 每年3月理事会において翌年度分を決定する。